平成２５年（フ）第４５号
広島県福山市走島町437番地６
債務者　高橋　信男
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６２１４号
大阪市東住吉区杭全１丁目11―３　パルテール701号室、住民票上の住所大阪市平野区長吉川辺１丁目１番15―104号
債務者　川口竜太郎
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５１８号
大阪府守口市金田町２丁目43番９号
債務者　木原　明勇
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５２０号
大阪府門真市江端町２番２―１号
債務者　長井　朱音（旧姓植本・高野）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２号
大阪府東大阪市渋川町２丁目３番22号　太陽ビル５階603号
債務者　浮田　賢司
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８３号
大阪市東淀川区相川２丁目17番14号　ＷＥＳＴヒルズ相川304号
債務者　間仲　貴行
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２１号
大阪市西淀川区姫里１丁目22番18号村上洋子方
債務者　瀬川　　務
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８号
大阪市東住吉区駒川４丁目５番６号、前住所大阪市東住吉区住道矢田１丁目２番13号　プリマベーラ203号
債務者　谷垣　光生
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４６号
大阪市西淀川区百島１丁目１番20号
債務者　橋野　秀平
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５９号
大阪府枚方市大峰南町30番10―505号
債務者　青木千恵子（旧姓高尾）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６０号
大阪市住之江区南加賀屋３―４―20　アンビエンス南加賀屋106号、住民票上の住所千葉県木更津市高柳３丁目12番５―311号
債務者　川上　秀男
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８８号
大阪市浪速区戎本町１丁目６番４―1002号
債務者　法澤　由貴
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０号
大阪市住之江区御崎４丁目９番５―912号
債務者　濵上　伸吉
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６００号
大阪市城東区東中浜２丁目３番27号
債務者　うどん工房桜こと　高橋竜太郎
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６４１号
大阪市生野区巽西４丁目10番６号　ミツイ文化２Ｆ
債務者　吉田　幸二
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６４９号
大阪府守口市佐太西町１丁目３番７号
債務者　窪井　文子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５０号
大阪府守口市佐太西町１丁目３番７号
債務者　窪井　智美
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部